

お薬の処方について

厚生労働省では後発医薬品の使用促進を図るため一般名処方を推進しています。

当院では、保険薬局において銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供する観点から一般名処方（有効成分を処方箋に記載）を行っております。

***** 長期収載品の選定療養導入について *****

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められないが、患者さんの希望により長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が、選定療養（保険給付外）として、患者さんの自己負担（別途消費税）となります。

ご不明な点がございましたら、職員迄ご相談ください。

院長